

重点事項編

A. 重点項目編

目 次

1	令和8年度に注意すべき主なポイントについて-----	A- 1
2	令和8年度における臨時応急的な見直しについて-----	A- 3
3	障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の 報告について-----	A-10
4	利用者の募集方法（募集条件）について-----	A-12
5	災害時情報共有システムの登録について-----	A-13
6	共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて--	A-16
7	地域連携推進会議について-----	A-23
8	就労選択支援について-----	A-32
9	こども性暴力防止法について-----	A-35
10	障害児通所支援事業所等における安全対策について-----	A-38
11	指定申請書類等の様式変更について-----	A-42

令和8年度に注意すべき主なポイントについて

No.	項目	ポイント
1	臨時の報酬改定について	厚生労働省及びこども家庭庁より、令和8年度に臨時の報酬改定を行う旨発表がありました。 1 就労移行支援体制加算の見直し 2 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 3 応急的な報酬単価の特例について
2	事業所の経営情報の公表の実施	令和7年8月29日より、障害福祉サービス等情報公表システムにおける<u>経営情報の報告</u>の運用が開始されました。当該運用の開始に伴い、<u>障害福祉サービス等事業者の経営情報を障害福祉サービス等情報公表システムの報告ページから報告することが必要となります。</u>
3	利用者の募集方法（募集条件）について	障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものです。 このため、事業者は利用者を募集する際、利用者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や斡旋行為を行うことは禁止されていますのでご注意ください。
4	災害時情報共有システムの登録について	災害時には「災害時情報共有システム」にて、被災状況の報告を行っていただきます。 報告用 URL がメールにて送付されますので、登録メールアドレスが最新のものになるようお願いします。
5	「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」について	令和8年2月に厚生労働省から「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」が発出されました。共同生活援助（グループホーム）を運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項を定めたものとなっています。 また「グループホームにおける食材料費の取扱い等について（事務連絡令和5年10月20日）」を掲載しておりますので、ご確認ください。

6	地域連携推進会議について	共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設においては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「<u>地域連携推進会議</u>」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が令和7年度から義務化されています。
7	新たなサービス：就労選択支援について	令和7年10月1日から、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が創設されています。
8	こども性暴力防止法について	こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行されます。 法の施行に向けて、準備を進めていただきますようお願いします。 〈義務対象〉 障害児通所支援事業、障害児入所施設 〈認定対象事業所〉 障害福祉サービス事業
9	障害児通所支援事業等における安全対策等について	障害児通所支援事業等における安全対策等についてご確認いただき、各事業所において適切に対応ください。 1 安全計画の策定等について 2 自動車を運行する場合の児童の所在の確認及び安全装置の設置について 3 義務化対象の誤認防止について
10	申請書類等の新様式について	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等（以下「施行規則」とする）の一部改正（2025年3月31日公布、2026年4月1日施行）されました。 令和8年4月1日以降は新様式のみのお受け付けとなりますのでご注意ください。

令和８年度における臨時応急的な見直しについて

厚生労働省及びこども家庭庁より、令和８年度に臨時の報酬改定を行う旨発表がありました。現時点で公表されている内容については以下のとおりです。詳細については公表され次第、障害福祉課のホームページにてお知らせをさせていただきます。

○ 経緯

障害福祉サービス等に係る予算額が、特に令和６年度報酬改定後において大きく増加している状況の中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。

このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和８年度に臨時応急的な見直しを実施することとなった。

１ 就労移行支援体制加算の見直し

就労継続支援Ａ型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。

この加算について、同一の利用者についてＡ型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

○見直しの内容

- ・就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定する。
- ・また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去３年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

【施行時期】

令和８年４月施行

【対象サービス】

就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

2 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型の基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬体系を設定している。この平均工賃月額の設定については、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入した（平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）。

その結果、令和4年度から令和5年度にかけて平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加している。

○見直しの内容

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに伴い、基本報酬区分の基準の見直しを行う。

具体的には、平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、基本報酬区分の基準額を引き上げる。引き上げ幅は、その上昇幅の1/2である3千円に留める。

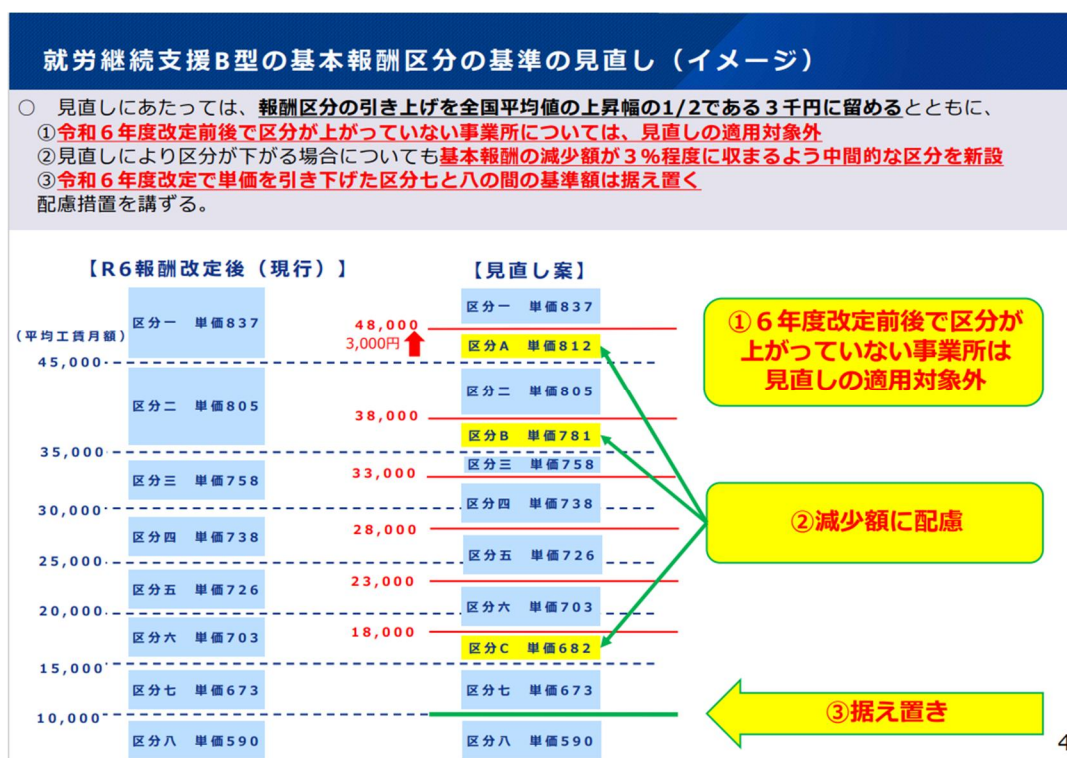
- その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。

- 今回の見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮し、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設する。

- 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

【施行時期】

令和8年6月施行



3 応急的な報酬単価の特例について

障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である一方、事業所数の伸びが著しいサービスについては、ニーズ調査をせずに参入し、先行して開設した後に利用者を募るという状況もみられることから、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性があるとして、以下の見直しが実施されることとなった。

○見直しの内容

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。

【対象サービス】

就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、
児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

【対象事業所】

令和8年6月1日以降に新規に指定された事業所（既存事業所については従前どおり）

※ なお、指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましいとされていることから、愛知県として指定申請のスケジュールは例年どおりとして変更はありません。

※ 合併、分割、事業譲渡に伴う指定の場合は、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合については、既存事業所と同様の扱いとする。

【応急的な報酬単価を適用する期間】

令和9年度報酬改定までの間

【応急的な報酬単価について】

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例が設けられる。

なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する。（詳細は以下参照）

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。
- ＜重度障害者への配慮＞
- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
 - ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬
- ＜地域への配慮＞
- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
 - ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。
- ＜重度障害者への配慮＞
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
 - ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬
- ＜地域への配慮＞
- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
 - ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

加算等の算定単位が個人単位である場合は当該加算等が算定される個人について特例対象外、加算等の算定単位が利用者全員にかかるものである場合は、利用者全員について特例の対象外となる。

(参考①) 配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

(参考②) 配慮措置の対象

(基本報酬)

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分1～3）】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

(参考③) 配慮措置の対象

○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告について

令和7年8月29日より、障害福祉サービス等情報公表システムにおける経営情報の報告の運用が開始されました。当該運用の開始に伴い、障害福祉サービス等事業者の経営情報を障害福祉サービス等情報公表システムの報告ページから報告することが必要となります。

以下の内容を御確認いただき、障害福祉サービス等事業者の経営情報を適切に報告するようお願いいたします。経営情報未報告の場合、「情報公表未報告減算」の対象となりますので、報告漏れの無いよう十分にご注意ください。

《経営情報の報告の期限》

経営情報の報告の期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内となります。ただし、経過措置として、令和6年度経営情報の報告は、令和8年3月31日までに本県へ報告していただくこととなっております。

また、決算月が12月～2月の事業所においては、「令和7年度経営情報」の報告期間の一部が「令和6年度経営情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和7年度経営情報」に限り、その報告期限を令和8年4月～6月の3月間とします。厚生労働省が示している報告スケジュールをホームページに掲載しておりますので、参考としていただくようお願いいたします。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigyousya.html>)

《報告すべき経営情報の内容》

経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行ってください。ただし、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えありません。

事業者が報告する経営情報の具体的な内容については、「愛知県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱（令和7年8月29日改正）」（以下、県要綱という。）内の別添3、別添4にてお示ししております。

障害福祉課ホームページに県要綱を掲載しておりますので、御確認のうえ、御対応をお願いいたします。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/300711jyouhoukouhyou.html>)

《一人当たり賃金》

県要綱において、一人当たり賃金は、任意での報告を可能としております。障害福祉サービス等情報公表システムにおいて当該項目への入力があった場合、事業者がその情報の公表に同意しているものとして情報公表を行いますので、御留意ください。

《令和 X 年度の定義》

経営情報の報告において、「令和 X 年度経営情報」とは、会計年度の始期が令和 X 年に始まることとされています。

(例)

○ 令和 6 年度経営情報

会計年度の始期が「令和 6 年 1 月～12 月」である障害福祉サービス等事業者
→ 会計年度が令和 6 年 1～12 月、令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月等

○ 令和 7 年度経営情報

会計年度の始期が「令和 7 年 1 月～12 月」である障害福祉サービス等事業者
→ 会計年度が令和 7 年 1～12 月、令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月等

《経営情報の公表》

御報告いただいた経営情報は集計され、属性等に応じてグルーピングした分析結果を県が公表することとされておりますので、個人や事業所が特定されることはないと思われ、厚生労働省から示されております。具体的な公表方法については、今後厚生労働省から事務連絡等で示される予定となっており、判明次第県 HP で御案内する予定です。

利用者の募集方法（募集条件）について

障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものです。

このため、事業者は利用者を募集する際、利用者の意思決定を歪めるような金品授受による**利用者誘因行為**や**斡旋行為**を行うことは**禁止**されています。

令和7年11月28日付け厚生労働省発「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」においても、具体的に以下の方法で利用者の募集を行うことは**不適切**な事例として示されていますので、事業者の皆様におかれましては、適切に利用者の募集を行っていただきますようお願いいたします。

<不適切と考えられる事例>

- ・金品や物品の提供を謳った募集になっているもの
（例）商品券や生産活動に関係ない電子機器等を利用者に配付する
- ・交通費や昼食費の一律的な提供を謳った募集になっているもの
（例）交通費や昼食費を無料と謳い、障害者の意思決定を歪めるような利用者誘因行為を行っている
- ・実際には従事できる時間や機会が極端に少ないにも関わらず、パンフレットやホームページ等で当該事業所を利用すれば、その生産活動に常時取り組めると誤解を与えるもの
- ・高賃金、高工賃を支払える生産活動を確保していないにもかかわらず、高賃金・高工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの
（例）パンフレットやホームページ等で「1日来たら〇〇円」と謳い、利用者を誘因する。

災害時情報共有システムの登録について

1. 概要

災害発生時に、被災した障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等（以下、「事業所」という。）の被災状況などを国、自治体が共有し、災害対応の業務を行うため、令和3年度に厚生労働省が「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下、「システム」という。）を構築し、運用しています。

システム登録に係る事務は、都道府県、政令市、中核市が担っていますので、愛知県内（政令市・中核市を除く）に所在する事業所については、被災時の被災情報の登録にご協力をお願いします。

なお、政令市（名古屋市）、中核市（豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市）に所在する事業所については、各自治体からの案内により、ご対応ください。

なお、システムには、障害者支援施設等用のIDやパスワードは存在しません。

災害の発生時に県（システム）から送付される被災状況報告依頼メールに記載のアクセスURLを参照し、被災状況等の報告を行います。

システムの操作方法については、下記URLの「障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡版」に、施設向けの操作説明書が掲載されていますので、ご確認ください。

障害者支援施設等災害時情報共有システム（関係連絡版 都道府県、市区町村用）

[\(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/\)](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/)



操作説明書（マニュアル）等



操作説明書を掲載しています。

● 本システムの操作マニュアルを掲載しています。



[障害者福祉施設等災害時情報共有システム操作説明書（自治体向け）（PDFファイル：8.7MB）【令和6年11月11日版】](#)



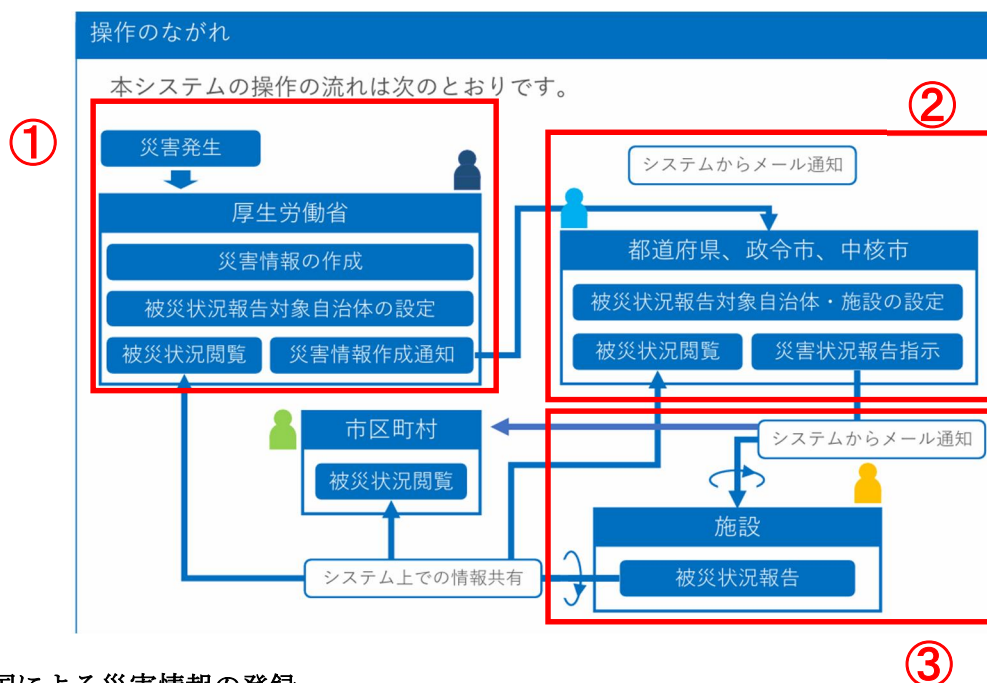
[障害者福祉施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）（PDFファイル：1.9MB）【令和6年11月11日版】](#)



[障害者福祉施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設情報CSV一括登録）（PDFファイル：3.8MB）【令和6年11月11日版】](#)

2. 災害発生時の被害登録について

災害発生時には、以下に記載の①～③の流れで、事業所宛て被災状況登録の連絡が届きますので、システムにより、被災状況を登録してください。



①国による災害情報の登録

災害発生時に、国がシステムに被災状況の報告対象とする「災害情報」を登録します。

②愛知県から事業所への連絡（メール）

国からの災害情報の登録連絡を受けた後、速やかに県内（政令市、中核市を除く）の事業所に対して、システム上で被災状況の報告が可能となったことをメールにて連絡します。

メールは、WAMNET に登録されたメールアドレス（※1）及びシステムに登録された災害時緊急連絡先メールアドレス（※2）に送付されます。

※1 WAMNET に登録するメールアドレスのうち、「システムからの連絡用メールアドレス」宛て送付されます。WAMNET 上の「システムからの連絡用メールアドレス」は事業所にて「変更手続きができないアドレス」と「変更手続きが可能なアドレス」の2種類あります。

災害時情報共有システムに自動で連携されるのは、事業所にて変更手続きが可能な「システムからの連絡用メールアドレス」になります。

※2 事業所ごとに2つまで緊急連絡先メールアドレスの登録が可能です。登録方法については、システム操作説明書（施設用）p.29「施設情報の更新」をご覧ください。

③事業所における被災状況の登録（システム）

愛知県からの連絡（メール）を受けた後、メールに添付されているURLからシステムにアクセスし、事業所の被災状況を登録してください。

国が被災状況報告受付を終了するまでは、何度でも被災状況を更新することが可能です。被災状況登録時には現時点で把握している情報を入力していただき、随時更新を行ってください。

3. システムが利用できない場合

被災状況の報告は、原則システムに登録いただきますが、災害時にシステムが利用できない場合は、下記Excelファイル「被災状況整理表」により、メールにて報告してください。

ファイルの掲載ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shougaijigyosho-saigai-touroku.html>)

4 システムが利用できない場合

被災状況の報告は、原則システムに登録いただきますが、災害時にシステムが利用できない場合は、以下のExcelファイル「被災状況整理表」により、メールにて報告してください。

 [被災状況整理表 \[Excelファイル/27KB\]](#)

送付先アドレス jigyoshoshido2@pref.aichi.lg.jp

4. システム訓練について

国主導でシステムの操作訓練を実施することがあります。該当事業所については、国の通知に基づき事前にお知らせいたします。

なお、令和8年度につきましては、全市町村の全ての障害福祉サービス事業所等が対象となります。

訓練時は災害の種別（地震、大雨など）が設定されていますので、各事業所にて当該災害が起きた場合、どのような被害が起こりうるか想定をしていただきつつ、システム訓練に参加していただきますようお願いいたします。

「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」について

令和8年2月に厚生労働省が発出しました「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」について、県障害福祉課WEBページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/for-jigyousya.html>)に掲載しております。

当該ガイドラインは共同生活援助（グループホーム）を運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項を定めたものとなっておりますので、既に共同生活援助（グループホーム）を実施している事業者はもちろんのこと、これから指定を受けてグループホーム事業を開始したい事業者におかれましても必ず内容をご確認の上、適切に運営を行っていただきますようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の取扱い等については、あわせて令和5年10月20日付けの厚生労働省通知を確認の上、適切な取扱いをお願いします。

《「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」概要》

第1章 障害福祉の基本理念 P2～

＜障害者総合支援法の基本理念＞

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること
- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

（ガイドラインより抜粋）

ガイドラインにおいては、まず最初に障害者基本法や障害者総合支援法の基本的な理念について言及されております。

事業を行うにあたり、最も根幹となる部分ですので、今一度内容を確認の上、念頭に置き事業そのものや普段の支援の実施する必要があります。この観点から事業所において、P3～4（1）虐待の防止（P3）、（2）意思決定支援（利用者

の自己決定の尊重等）に取り組んでいただく必要があります。

第2章 共同生活援助の全体像 P 5～

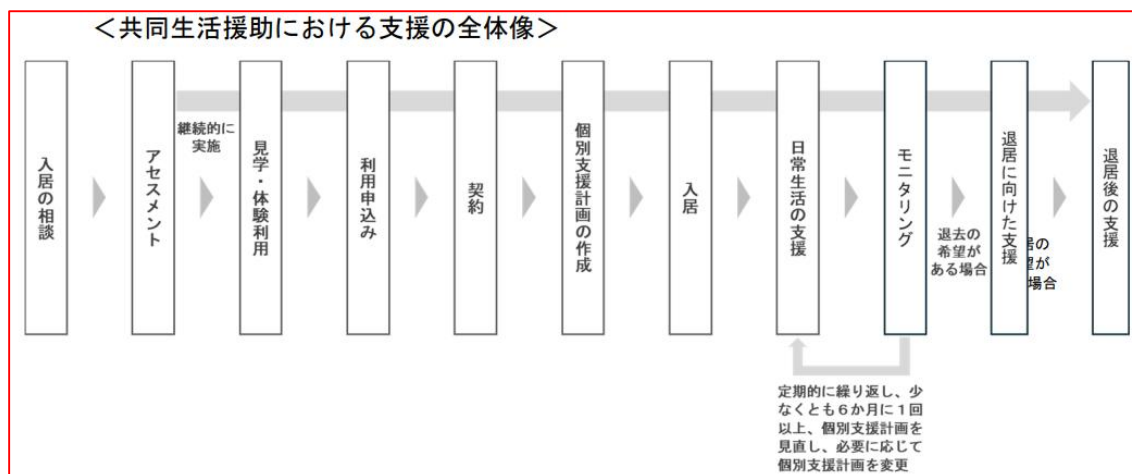
グループホームの制度の変遷や、類型、各種基準について、法や省令の根拠部分を示しながら解説がされています。

第1章において、法基本指針等の利用者に対する基本的な理念が示され、利用者処遇や権利擁護の重要性が示されておりますが、一方で訓練等給付費として公費が給付されるサービスですので、基準に則った運営を行うことが求められます。

当該部分を今一度確認しつつ、後述の別紙「自己チェックシート」や別添1「共同生活援助が実施しなければならない委員会・研修等」を活用しながら適切な運営に努めてください。

第3章 共同生活援助の提供すべき支援の内容 P 25～

本章では具体的な支援の内容や支援に際して留意すべき点が示されています。



（ガイドラインより抜粋）

グループホームの支援の全体像、一連の流れが示され、それぞれの支援のタイミングごとに留意すべき事項がまとめられておりますので、都度参考にしていただくようお願いいたします。

第4章 **支援の質の向上のための取組** P 37～

障害者総合支援法第42条第2項の規定により、障害福祉サービス事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならないとされております。

本章において、従業者の知識・技術の向上や、権利擁護の取組、自己評価の実施、地域連携推進会議の実施等による地域との連携等によるサービスの質の向上の取組方法が示されていますので参考としていただきたいと思います。

別添1 **共同生活援助が実施しなければならない委員会・研修等** P43

グループホームの運営において、実施しなければならない委員会や研修等が実施しなければならない期間や回数を含め、一覧化されておりますので、後述の自己チェックシートとともに活用いただき、漏れの無い実施をお願いします。

別添2 **参考資料一覧** P43

グループホームの運営において、参考となるガイドラインやマニュアルが掲載 URL も含め一覧化されておりますので、運営や支援において不明点等がある場合、一覧から該当の各種ガイドライン・マニュアルを探すなどに活用し、運営の一助としていただきたいと思います。

別紙 **自己チェックシート** P45～

適切なサービスを提供するためには、事業所自らが自主的に運営状況や提供するサービスを自己評価し、常にサービスの質の向上を図ることが重要です。

ガイドラインの最後に、自己チェックシートが示されております。本チェックシートを定期的に使用するなど、ご活用いただき、共同生活援助事業所が「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を踏まえて適切にサービスを提供できているかを自己評価していただきたいと思います。

なお、自己評価の結果は、事業所内の職員で共有し、サービスの改善に向けて検討を行ってください。

また、地域連携推進会議において報告し、構成員から客観的な助言を得るなど、自己評価の結果を有効に活用してください。

事 務 連 絡
令和5年10月20日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課 監 査 指 導 室
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
地域移行支援係

電 話：03-5253-1111（内線）3045

mail：chiiki-ikou@mhlw.go.jp

虐待防止対策係

電 話：03-5253-1111（内線）3149

mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室

電 話：03-5253-1111（内線）3060，3067

mail：s-kansashidou@mhlw.go.jp

参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 （略）

地域連携推進会議について

共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設においては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が令和7年度から義務化されておりますので、国作成「地域連携推進会議の手引き」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html）や、国Q&Aを参考に、適切に開催するようお願いします。

《基準省令抜粋 ※障害者支援施設においても同様の規定あり》

第二百十条の七 （略）

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第三者評価制度を指します。

<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>

等を御確認ください。

本県におきましては、これに準ずる措置として定めるものはございませんので、事業所において適切に会議等を開催するようお願いします。

地域連携推進会議 国 Q&A 抜粋

令和 6 年度報酬改定に係る Q & A VOL. 1

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

答

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。
また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

答

事業所の所在市町村となる。

令和 6 年度報酬改定に係る Q & A VOL. 1 抜粋

(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどのようなものが想定されるか。

答

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

地域連携推進会議の開催状況調査について

本県におきまして、管内共同生活援助及び障害者支援施設に対し、令和8年1月15日付け7障福第2267号「地域連携推進会議の開催状況調査について（照会）」を実施させていただきました。

お忙しいところご協力いただきまして誠にありがとうございます。

以下に取りまとめ結果をお示しさせていただきますので、会議運営における一助としていただくと幸いです。

【回答率】

種別	対象事業所数 (県所管)	回答数	回答率%
グループホーム	380	336	88.4%
障害者支援施設	39	39	100.0%
合計	419	375	89.5%

**回答率約90%となりました。お忙しい中ご協力
ありがとうございました。**

【2025(令和7)年度（2025年4月1日～2026年3月31日の間）の開催状況について】

地域連携推進会議を開催しましたか。

	開催済み		開催予定		合計	回答割合%	
	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%		回答数	回答割合%
グループホーム	156	46.4%	179	53.3%	335	335	99.7%
障害者支援施設	30	76.9%	9	23.1%	39	39	100.0%
合計	186	49.6%	188	50.1%	374	374	99.7%

**回答いただいた事業所
においては、99%超の
実施(実施予定)となり
ました。**

**※残り1事業所は開所
間もないため、来年度
当初の開催に向け準備
を進めているとのこと**

会議の構成員は何名ですか。						
	～3人		4～6人		7～9人	
	回答割合%	回答割合%	回答割合%	回答割合%	10人～	未定 (不明)
グループホーム	13	3.9%	193	57.6%	26	7.8%
障害者支援施設	0	0.0%	17	43.6%	8	20.5%
合計	13	3.5%	210	56.1%	34	9.1%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内「4～6人」の構成との回答が55%を超えました。
(国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「構成員は5人程度が望ましい」とされています。)

構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「会議開催済み」「会議開催予定」の合計数に対して算出											
	利用者	回答割合%	利用者家族	回答割合%	地域の関係者	回答割合%	福祉に知見のある人	回答割合%	経営に知見のある人	回答割合%	市町村担当者
グループホーム	294	87.8%	301	89.9%	302	90.1%	227	67.8%	66	19.7%	152
障害者支援施設	34	87.2%	36	92.3%	35	89.7%	27	69.2%	7	17.9%	31
合計	328	87.7%	337	90.1%	337	90.1%	254	67.9%	73	19.5%	183
											4
											1
											5

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「利用者家族」が構成員との回答が約90%となりました。
(国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必須とされていますので注意。)

地域連携推進会議の記録の公表の方法												
	ホームページ		広報誌		事業所内に 掲示		その他		第三者評価 による代替		未定	回答割合%
	回答割合%		回答割合%		回答割合%		回答割合%		回答割合%			
グループホーム	79	23.6%	9	2.7%	192	57.3%	47	14.0%	3	0.9%	6	1.8%
障害者支援施設	19	48.7%	1	2.6%	13	33.3%	3	7.7%	2	5.1%	1	2.6%
合計	98	26.2%	10	2.7%	205	54.8%	50	13.4%	5	1.3%	7	1.9%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「事業所内に掲示」との回答が50%超となりました。
 (国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「多くの方が閲覧可能となるよう広く公表」することとされています。)

構成員による事業所・施設等の見学の実施について																
	実施の状況					見学を行った構成員の人数										
	全住居 で実施 済み	回答割 合%	全住居 で実施 予定	回答割 合%	一部の 住居で 実施	回答割 合%	～3人	回答割 合%	4～6人	回答割 合%	7～9人	回答割 合%	10人～	回答割 合%	未定 (不明)	回答割 合%
グループ ホーム	131	39.1%	149	44.5%	49	14.6%	61	18.2%	149	44.5%	62	18.5%	18	5.4%	46	13.7%
障害者支援 施設	23	59.0%	16	41.0%	0	0.0%	5	12.8%	14	35.9%	8	20.5%	3	7.7%	7	17.9%
合計	154	41.2%	165	44.1%	49	13.1%	66	17.6%	163	43.6%	70	18.7%	21	5.6%	53	14.2%

構成員による事業所・施設等の見学の実施について												
	見学を行った構成員の内訳 ※複数回答			回答割合は「実施済み」「一部の住居で実施」の合計数に対して算出			「一部の住居で実施」			「一部の住居で実施」		
	利用者	回答割合 合%	利用者 家族	回答割合 合%	地域の 関係者	回答割合 合%	福祉に 知見の ある人	回答割合 合%	経営に 知見の ある人	回答割合 合%	市町村 担当者	回答割合 合%
グループホーム	187	56.8%	254	77.2%	259	78.7%	202	61.4%	59	17.9%	123	37.4%
障害者支援施設	21	53.8%	30	76.9%	32	82.1%	23	59.0%	5	12.8%	26	66.7%
合計	208	65.2%	284	89.0%	291	91.2%	225	70.5%	64	20.1%	149	46.7%

次ページから、自由記載欄にいただいた、実施における課題、ご意見に関し、Q&A形式で回答しておりますので、参考として
いただくようお願いいたします。

自由記載の課題欄に様々な御意見がありましたのでQ & A形式で回答いたします。

Q 1、何故このような会議を実施する必要があるのか？

A 1、国障害者部会報告書において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。」との意見があがり、サービスの質の担保及び透明性のあるサービス提供のため、制度化されたものです。事業所様においては、ご多忙のところ恐れ入りますが、当該趣旨をご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q 2、会議開催に必要なスペースが無いが、どうすればよいか？

A 2、グループホームの場合、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。この場合、全員がオンラインによる参加とならないようお願いします。

Q 3、構成員の日程調整が難しいがどのように調整したらよいか？

A 3、地域連携推進会議の年間計画を策定し、計画的に会議の準備を進めることが効果的です。

また、前Q & Aのとおり、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能ですのでこちらも検討すると良いでしょう。

Q 4、構成員の選定が難しいがどのように選定したらよいか？

A 4、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましく、会議目的を踏まえ、利用者、利用者家族、地域関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者などが想定されますが、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。利用者については、事前に意向を確認し、地域の関係づくりを望まない場合は無理に参加をさせない、意思表示ができない利用者は成年後見人や家族に代理していただくなどの配慮をいただくようお願いします。また、地域の関係者については、日常的な付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。

Q 5、利用者の個人情報の取扱いはどのようにすればよいのか？

A 5、利用者や利用者家族の中には、障害があることや、障害福祉サービスを利用していることを地域の方に知られたくないという方もいらっしゃいます。

利用者や利用者家族の意向を丁寧に汲み取り、地域とのつながりを望まない利用者の個人情報の保護に留意することが必要です。

個別説明、あるいは説明会を開催すること等により、意向を確認していただくようお願いします。

また、構成員における個人情報の秘密保持についても、事前に約束を書面等により行っていただくようお願いします。

会議資料についても記載内容から個人が特定されないような配慮をしていただく必要があります。

※国から「地域連携推進会議の手引き」において、説明様式や会議参加依頼のフォーマットが示されていますので、こちらを活用いただくなどにより、個人情報の適切な管理を行ってください。

Q 6、施設見学により利用者が不安定になることを危惧している。

A 6、施設への訪問日を分散させることや、特定の利用者への個別の配慮等、過度な負担とならないよう御配慮いただくようお願いします。

Q 7、会議の議事録の公表は具体的にどのようにやればよいのか？

A 7、ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、不特定の多くの方が閲覧可能となるよう広く公表をしてください。

なお、議事録は事前に、参加した構成員に内容を確認いただいた上、個人情報保護の観点から、個人が特定される部分は議事録から削除する等の配慮を行っていただくようお願いします。

Q 8、第三者評価により、会議等の代替とすることは可能か？

A 8、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる第三者評価事業(<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>)により代替可能です。ただし、第三者評価を受審しない年は事業所にて会議等を実施いただく必要があります。

Q 9、会議等の運営方法に苦慮しているが、アドバイスをもらえないか？

A 9、愛知県では、障害保健福祉圏域ごとに、障害者福祉に詳しい地域アドバイザーを1名ずつ配置し、自立支援協議会等を通じて助言や支援を行っており、令和7年度からは、地域連携推進会議についても助言を行っています。

アドバイザーは、直接個別の会議への参加や助言を行うことを想定しているものではありませんが、上記のとおり地域全体を俯瞰した助言・支援を行う専門家ですので、まずは、市町村への相談や圏域での会議などにおいてお困りごとを相談し、地域での課題点を共有することをおすすめします。

新たなサービス：就労選択支援について

令和7年10月1日から、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が創設されています。

当該サービス創設に伴い、

- ・令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。
- ・新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

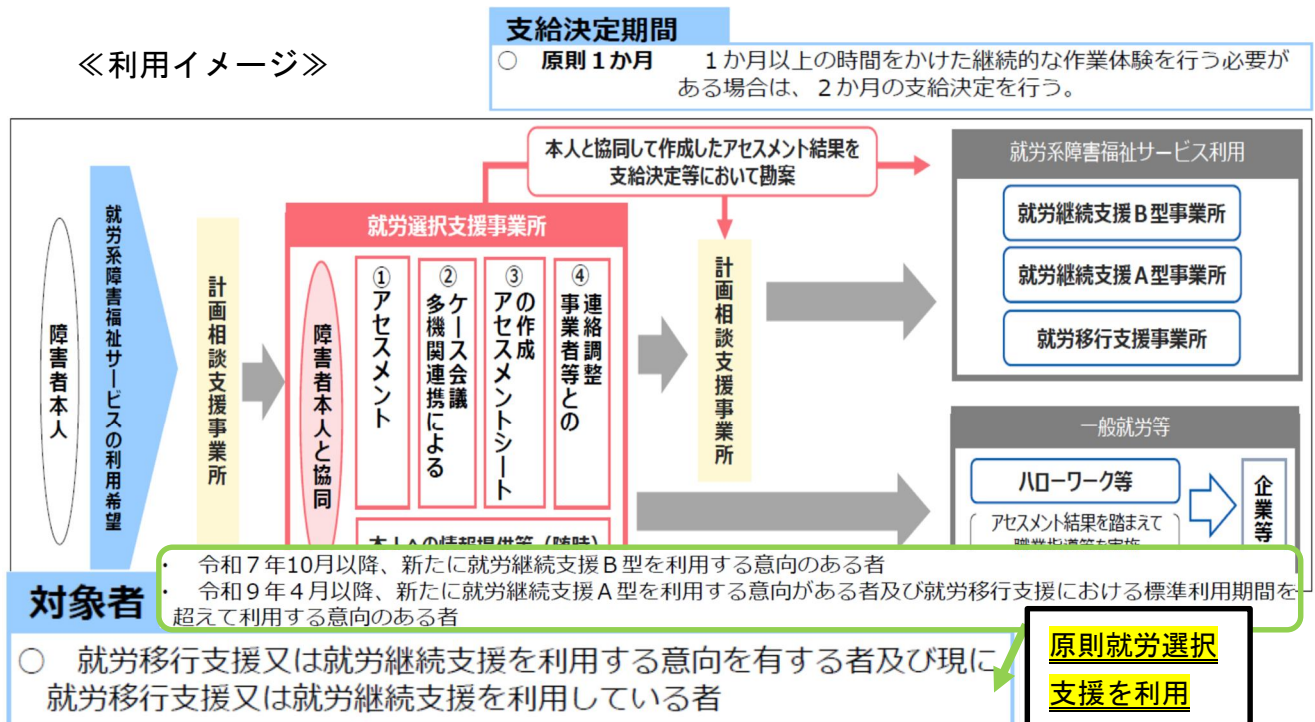
ことが必要となりました。

以下に、厚生労働省から示されている情報についてお示いたしますので参考としていただくと幸いです。

また、県ホームページにも情報を公表しておりますので、あわせて御参照ください。

○就労選択支援について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shasentaku.html>



《人員基準》

＜基準省令＞※令和6年1月25日公布

○人員基準

- ・ 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- ・ 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする

サービス管理責任者の配置は不要

○運営基準

- ・ 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする

方向性

- 上記の「厚生労働大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・就業支援基礎研修 ・職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース）

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

《報酬》

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

○指定前の事前評価について

本県では、事業者が、地域から期待される役割を果たすことが重要であるとの観点から、指定に当たり、原則協議会または市町村による評価内容の提出を求めます。ただし、既に協議会に参画している事業者については、評価を必須としないこととします。まずは所在する市町村に御相談ください。

こども性暴力防止法について

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行されます。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

本県の集団指導においては、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業のうち、愛知県指定の障害児通所支援事業所等向けに、ご案内をします。

○対象となるサービス種別

＜義務対象事業所＞ 法施行後、求められる取り組みを実施していない場合に法令違反となる

障害児通所支援事業：児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

障害児入所施設：福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

＜認定対象事業所＞ 認定は任意だが、推奨される※

障害福祉サービス事業：居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援
（障害児を対象にしている事業所に限る）

※認定を受けるとこども家庭庁により事業所の名称等が公表されるとともに、認定事業者マークを使用できるようになる。それにより、保護者等が児童等を預ける場として適切な事業者か否かを判断することができるようになる。

○求められる取り組み（詳細については、こども性暴力防止法ガイドライン参照）

○事業所において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えること

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・こどもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従業者への研修
- など

○性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげること

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など

○性暴力を繰り返させないために取り組むこと

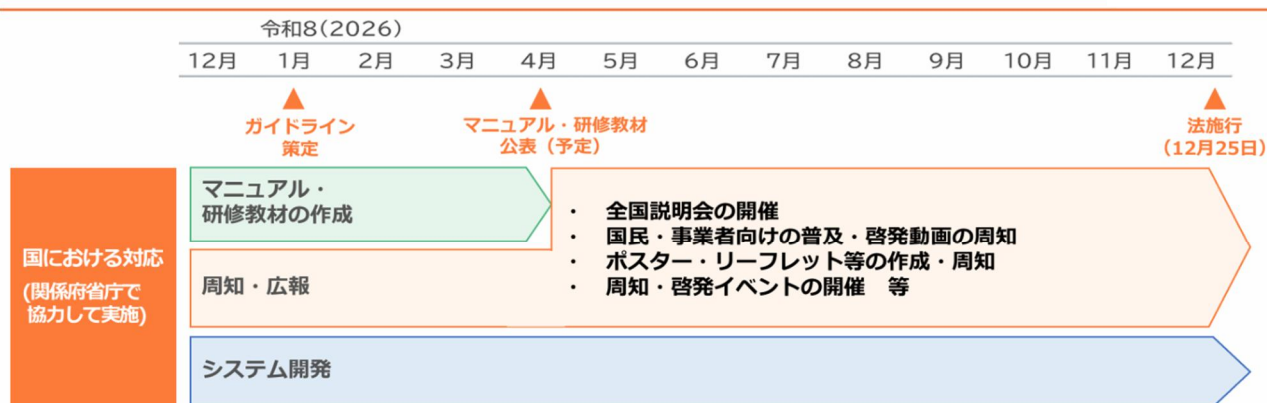
こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認すること

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合、こどもと接する業務に就かせないなどの対応をとらなければなりません。

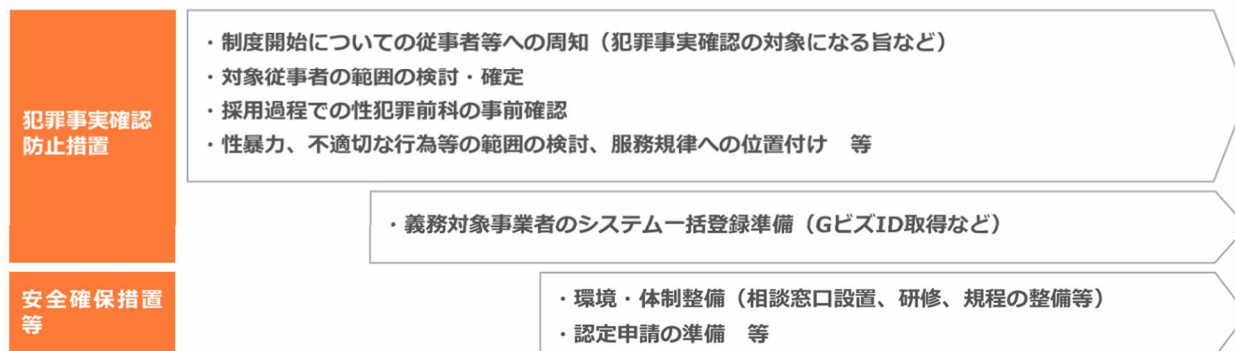
○義務対象事業者に向けて

法の施行に向けて、準備を進めていただくことになります。

今後の法施行までのスケジュールについて



<事業者における準備事項>



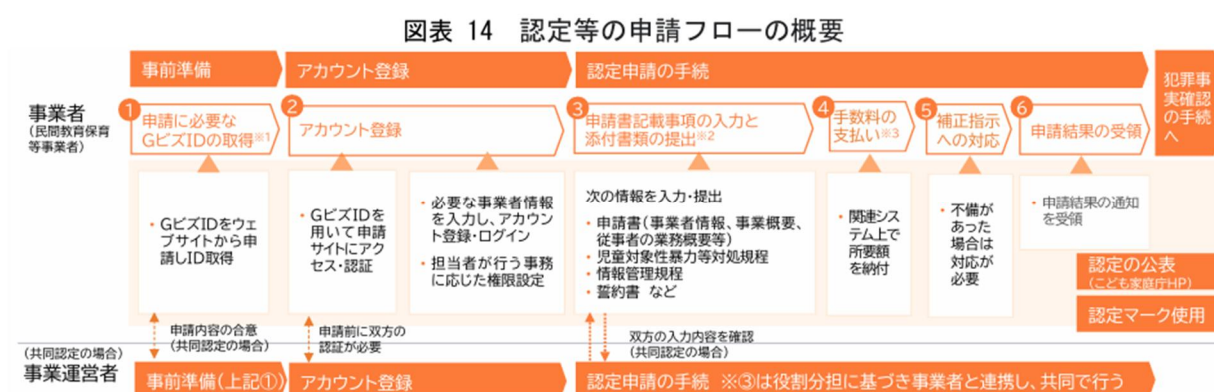
<事業者における準備事項>

- ① 義務対象事業所の運営法人は、GビズID（プライム）を4月末までに取得してください。
- ② 義務対象事業所の運営法人は、GビズID（プライム）を取得したら、4月末までに**法人内の施設・事業所に対してGビズID（プライム）を周知**してください。
⇒子ども家庭庁から案内があり次第、子ども性暴力防止法の新システムへの登録について、事業所情報の提出を依頼させていただきます。既存事業所については、7月末が登録締め切り（厳守）となっていますので、ご承知おきください（登録できないと、新システムにログインができず、法施行後に法令違反となる恐れがあります）。
- ③ こども性暴力ガイドライン235ページから掲載されている「事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項」を参照し、事前準備を進めてください。

○認定対象事業者に向けて

認定の申請については、こども性暴力防止法ガイドライン 7 2 ページから詳細が記載されていますので、ご参照ください。

・認定等の手続の具体的な手順は次の図のとおりであり、標準処理期間は 1 か月から 2 か月程度とのことです。



※手数料が 1 サービスごとに 30,000 円（書面による場合は郵送料込で 31,500 円となる）がかかります。

・こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び定められた事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイト公表します。

・また、認定を受けた事業者は、認定等事業に関する広告等について、こども家庭庁が定める表示を付することができます。

・認定を受けていない事業者が、広告等に認定事業者マーク又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととされています（法第 23 条第 2 項）。これに違反した場合は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処され、又はこれらを併科されます。

認定事業者等が、法定事業者マーク（義務対象事業者が表示することができるマーク）を表示した場合も、行政指導の対象になるためご注意ください。

◎こども家庭庁からの通知や依頼等、最新情報については随時 WAMNET に登録されている「事業所の連絡先メールアドレス」宛て送付させていただいております。

万が一、これまでメールが届いていない場合は、WAMNET に登録されているアドレスに誤りがある可能性がありますので、ご確認の上修正をしていただくようお願いいたします。

各種通知及びガイドライン等については、こども家庭庁ホームページに掲載されています。

こども家庭庁 HP: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

障害児通所支援事業等における安全対策等について

障害児通所支援事業等における安全対策等についてご確認いただき、各事業所において適切にご対応ください。

【安全計画の策定等について】

障害児通所支援事業所等において、安全計画を策定し、それに基づき研修等を行うことが義務付けられています。（令和6年4月1日から義務化）

① 安全計画とは

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

② 義務内容

1. 事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない
2. 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的の実施しなければならない
3. 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない
4. 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする

③ 対象

障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

障害児入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）※上記②3の項目は除く

【参考】

「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

（令和5年7月4日付事務連絡）

「障害児支援における安全管理について」（令和6年7月4日付こ支障第169号）

別紙1「障害児支援の安全管理に関するガイドライン（令和6年7月）」

【自動車を運行する場合の児童の所在の確認及び安全装置の設置について】

障害児通所支援事業所等が児童を自動車で送迎等する際には、児童の置き去り防止を徹底するため、所在の確認及び送迎用自動車への安全装置の設置が義務付けられています。

① 義務内容

1. 乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認すること
(令和5年4月1日から義務化)
2. 送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認
(令和6年4月1日から義務化)

② 対象

1. 障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
障害児入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）
2. 障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）

車両に設置する安全装置については、国土交通省において技術要件等をまとめたガイドラインを策定されており、このガイドラインに適合する装置のリストをこども家庭庁が作成し、公開されていますので、ご確認ください。

こども家庭庁 HP : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

【義務化対象の誤認防止について】

安全装置の装備が義務付けられた送迎用自動車については、これまでも周知を図ってきたとおり、通所を目的とした自動車のうち、座席（車椅子を使用する障害児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として対象となっています。

本来は義務化対象となる送迎用自動車であるにも関わらず、誤った認識により安全装置を装備しないことがないように、別添2「安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ」を活用するなどして、誤認の防止を図ってください。

【参考】

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日）

毎日使えるチェックシート

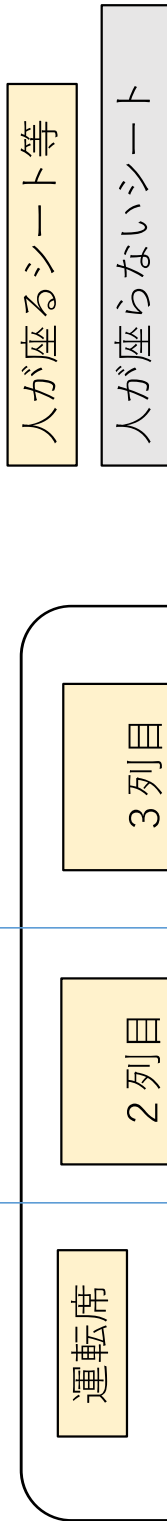
送迎業務モデル例

こども家庭庁 HP に掲載 : https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

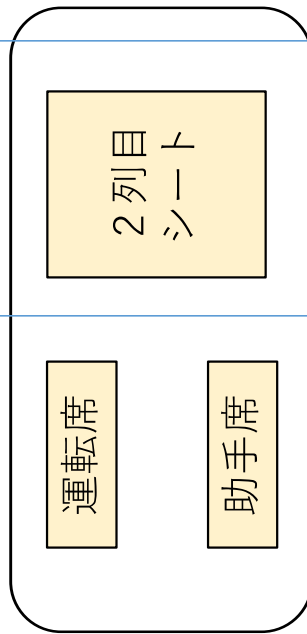
別添2

1 列目 2 列目 (3 列目以降)



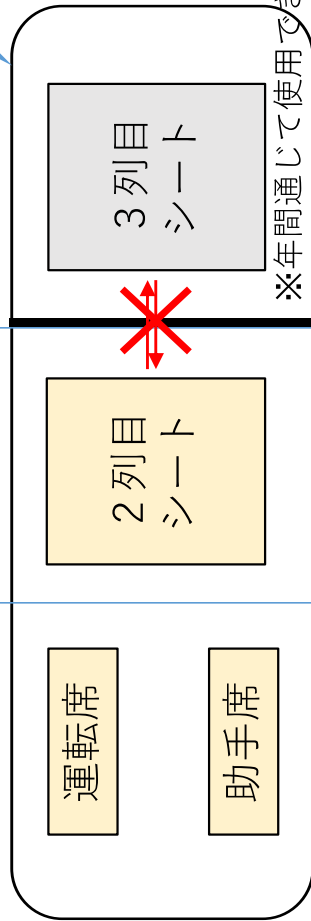
①対象

園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「**対象外**」。



②対象外

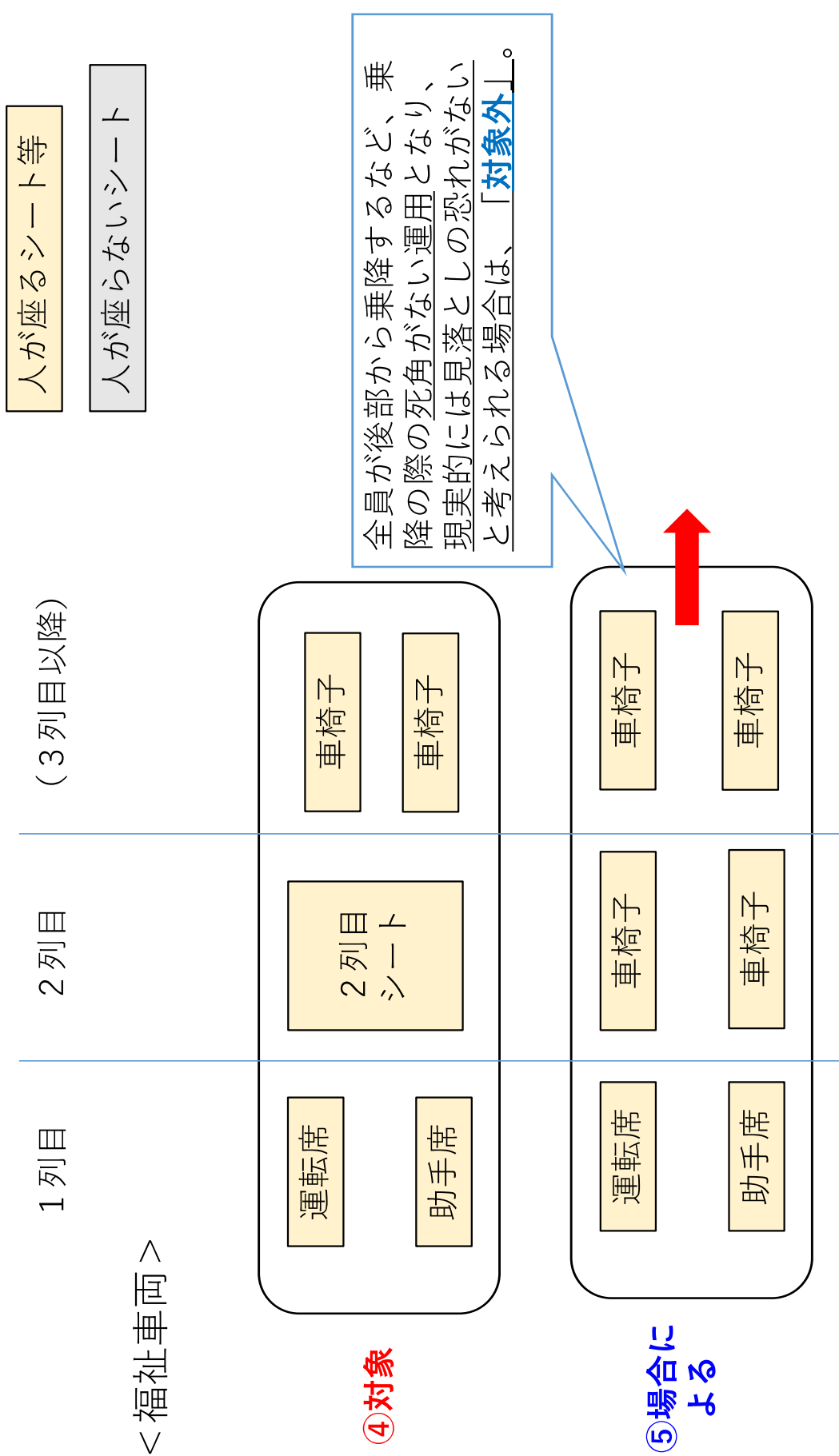
2 列シート車



③場合による

※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

指定申請書類等の様式変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等（以下「施行規則」とする）の一部改正（2025 年 3 月 31 日公布、2026 年 4 月 1 日施行）により、施行日以降は指定申請書類等について、厚生労働大臣等が定める全国统一の様式（以下「新様式」とする）によるものとされました。これに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等（愛知県規則第 39 号）の規定の整理を行い、2025 年 8 月 1 日より施行されました。

令和 8 年 4 月 1 日（施行規則の施行期日）までは、旧様式を使用していただくことも可能としておりましたが、**令和 8 年 4 月 1 日以降は新様式のための受付となります**ので、今後の手続きにおいては、以下に掲載しております新様式を使用していただくようお願いいたします

事業所の指定申請の手続きについて（障害者総合支援法）

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shashinki.html>

事業所の指定申請の手続きについて（障害者総合支援法）

ページID:0386621 掲載日:2025年12月12日更新  [印刷ページ表示](#)

(1)はじめに

●新たに障害福祉サービス事業等を実施する際には、「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日愛知県条例72号。以下「愛知県条例」という。）に規定する指定基準に基づき、指定申請を行っていただく必要があります。

なお、政令市・中核市（豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市）・大府市内で事業を実施する場合は各市へ指定申請等を行ってください。

< 中略 >

 指定(更新)申請書(別紙様式第1号) [Excelファイル/22KB]
 他の法律において既に指定を受けている事業等について(別紙) [Excelファイル/43KB]
【指定に係る記載事項】
 居宅介護事業者等の指定(更新)に係る記載事項(付表1) [Excelファイル/22KB]
 療養介護事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表2) [Excelファイル/19KB]
 生活介護事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表3) [Excelファイル/23KB]
 短期入所事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表4) [Excelファイル/19KB]
 重度障害者等包括支援事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表5) [Excelファイル/24KB]
 自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表6) [Excelファイル/23KB]
 就労選択支援事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表7) [Excelファイル/17KB]
 就労移行支援事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表8) [Excelファイル/21KB]
 就労継続支援事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表9) [Excelファイル/21KB]
 就労定着支援事業所の指定(更新)に係る記載事項(付表10) [Excelファイル/19KB]
 自立生活援助事業所の指定(更新)に係る記載事項(付表11) [Excelファイル/19KB]
 共同生活援助事業者(グループホーム)の指定(更新)に係る記載事項(付表12) [Excelファイル/31KB]
 障害者支援施設の指定(更新)に係る記載事項(付表13) [Excelファイル/25KB]
 一般相談支援事業者の指定(更新)に係る記載事項(付表14) [Excelファイル/20KB]
 障害福祉サービス事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項(総括表) [Excelファイル/62KB]

他、指定更新申請については

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shiteikoushin.html>

変更届については

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shahenkou.html>

を御確認ください。

事業所の指定申請の手続きについて（児童福祉法）

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jishinki.html>

事業所の指定申請の手続きについて（児童福祉法）

ページID:0386666 掲載日:2025年12月9日更新  [印刷ページ表示](#)

(1)はじめに

●新たに障害児支援事業を実施する際には、「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日愛知県条例71号。以下「愛知県条例」という。）に規定する指定基準に基づき、指定申請を行っていただく必要があります。

なお、政令市・中核市（岡崎市・豊田市・豊橋市・一宮市）、大府市内で事業を実施する場合は各市へ指定申請等を行ってください。

<中略>

 指定(更新・変更指定)申請書(様式第一号) [Excelファイル/38KB] ※新様式(以下※)
 他の法律において既に指定を受けている事業等について(別添) [Wordファイル/217KB]
【指定に係る記載事項】
 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の指定等に係る記載事項(付表16) [Excelファイル/44KB] ※
 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定等に係る記載事項(付表17) [Excelファイル/34KB] ※
 保育所等訪問支援事業所の指定等に係る記載事項(付表18) [Excelファイル/33KB] ※
 障害児入所支援(福祉型障害児入所施設)の指定等に係る記載事項(付表19) [Excelファイル/34KB] ※
 障害児入所支援(医療型障害児入所施設)の指定等に係る記載事項(付表20) [Excelファイル/34KB] ※

他、指定更新申請については

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shiteikoushin.html>

変更届については

⇒<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jihenkou.html>

を御確認ください。